

◎新潟県告示第388号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、騒音規制法による騒音規制地域指定（昭和47年4月新潟県告示第440号）の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

(2)の備考1中「平成21年2月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

別表中第36号を次のとおり改める。

(36) 南蒲原郡田上町に係る指定地域

区域の区分	指 定 地 域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、大字川船河の一部、大字吉田新田の一部、大字羽生田の一部、大字原ヶ崎新田の一部、大字田上の一部、大字湯川の一部及び大字坂田の一部の区域
第3種区域	近隣商業地域、準工業地域、大字川船河の一部及び大字田上の一部の区域
第4種区域	工業地域
備考	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。 なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。

別表中第45号備考中「新潟県環境生活部環境対策課」を「新潟県県民生活・環境部環境対策課」に改める。